

こ支障第75号
障障発0319第1号
令和6年3月19日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
障害保健福祉・児童福祉主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る
事務手続等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

強度行動障害を有する児者への地域における支援体制の整備については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に即して、令和6年度を始期とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画において、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、障害福祉サービスや障害児支援の提供体制の確保や支援体制の充実に取り組んでいただくよう、お示ししているところです。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する「集中的支援加算」を創設することとしました。

そこで、令和6年4月以降の本加算に係る業務を円滑に進めるに当たって、本加算の具体的な手続の流れ等について、下記のとおりお示いたします。

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれましては、御了知の上ご対応いただくと共に、都道府県におかれましては、管内市町村への周知をお願いいたします。

なお、本加算の算定要件等については、公布・発出される関係の告示や通知等をご参照ください。

記

1. 加算創設の主旨

強度行動障害を有する児者で、状態が悪化することにより、障害福祉サービスや障害児支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用希望があるにも関わらず、サービスや支援につながらない事例がある。また、障害福祉サービス等を利用していても、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の生活の維持が難しくなった児者もいる。さらに、支援現場においては、強度行動障害を有する児者の状態が悪化して、課題となる行動が頻発するような状態になった場合に、目の前の対応に追われ、支援を振り返る余裕がなくなることにより、職員が疲弊し支援力が落ちていくという状況もある。

こうした状況を踏まえて、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等とともに環境調整を進めていく、「集中的支援加算」を創設することとしたところである。

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させない支援体制の整備を図るものである。

なお、本加算を運用するにあたっては、平時から、都道府県・指定都市においては発達障害者支援体制整備事業（発達障害者支援地域支援マネージャー）等や、都道府県においては強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）等を活用して、管内の市町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む）において、強度行動障害を有する児者への支援に係る知識や技術を地域の事業所等に広げ、そのスキルを向上するための取組を進めることが必要である。そうした取組により、強度行動障害を有する児者を支援する事業所等の確保と支援の質の向上を図るとともに、自治体と事業所等が連携し、地域全体で強度行動障害を有する児者とその家族の暮らしを支える体制整備を進めることが必要である。

2. 加算の概要

(1) 集中的支援加算(Ⅰ) 1000 単位/日 ※事業所訪問型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が選定する広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等(※)を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。

※ 対象サービス：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※ 本加算を算定する事業所等は、都道府県等が選定する広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

(2) 集中的支援加算(Ⅱ) 500 単位/日 ※居住支援活用型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ 集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。

3. 都道府県等における事前準備

都道府県等におかれては、集中的支援加算の算定に係る事前準備のため、速やかに(1)及び(2)の手続を進められたい。なお、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、(1)(2)について都道府県で一体的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備に努めていただきたい。

(1) 広域的支援人材の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援の実施にあたる広域的支援人材の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下のア～ウのいずれかに該当する者から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた者を選定すること。

- ア 中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者
（研修実施機関の国立のぞみの園より名簿を都道府県等宛に3月25日頃を目途に送付予定）
- イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者
- ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

※ イ及びウは、強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者（事業所等へのコンサルテーションの経験等がある者）であって、国が実施している強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）に自治体の推薦を受けて参加した経験があることや、都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者であることが望ましい。

※ 中核市・児童相談所設置市においては、イの該当者について選定を行う場合には、都道府県・指定都市に確認を行うこと。

※ なお、イによって選定する場合は、集中的支援加算（I）は広域的支援人材の派遣に係る費用を想定したものであるため、本加算が算定されることをもって、発達障害者支援体制整備事業に係る予算額を減額することの無いようにすること。

都道府県内の複数の指定権者で同一の広域的支援人材を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している広域的支援人材を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した広域的支援人材について、氏名、所属、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式1-1）。

都道府県等は、選定・登録した広域的支援人材の氏名・所属等の情報を、登録名簿に掲載された全ての広域的支援人材及び(2)で作成された登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、広域的支援人材の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

(2) 居住支援活用型の集中的支援(加算(Ⅱ))を実施する施設等の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援を提供できる体制を備えている施設等の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下の要件アを必ず満たすとともに、イ又はウのいずれかに該当している施設等から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた施設等を選定すること。また、施設等の選定に際して、指定権者が異なる場合は、指定権者に当該施設が以下要件アに該当するかを確認すること。

ア 施設入所支援においては、重度障害者支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)、共同生活援助・短期入所においては、重度障害者支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定できる体制があること(※1)。障害児入所施設においては、強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)を算定できる体制があること(※2)。

イ 強度行動障害を有する児者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けていること。

ウ 都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力していること。

(※1)

【体制】生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6(又は区分4以上)かつ行動関連項目10点以上の者に対して、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき個別支援を行う。

(※2)

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。強

度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき支援を行う。

【設備】居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける。

障害児と障害者それぞれに対応が可能となるよう施設等の選定を進めることが望ましい。

まずは都道府県等の管内の施設等から選定することが望ましいが、地域の支援体制の状況に応じて、その他の施設等から選定することも差し支えない。都道府県内の複数の指定権者で同一の施設等を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している施設等を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した施設等について、事業所名、事業種別、所在地、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式1-2）。

都道府県等は、選定・登録した施設等の事業所名・所在地等の情報を、広域的支援人材及び登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、施設等の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

4. 集中的支援の実施の手続き・運用

集中的支援は、強度行動障害を有する児者が通う事業所等が、当該児者の支給決定自治体（障害児入所施設の場合は都道府県等、その他の場合は市町村（特別区を含む））に集中的支援の実施依頼の申請を行い、支給決定自治体が、当該事業所等の指定権者である都道府県等に集中的支援の実施を要請し、当該児者の状況や地域の集中的支援の実施体制等を踏まえて、当該都道府県等の調整の下、実施するものとする。

手続きの流れを以下のとおりお示しする。都道府県等及び市町村におかれては、各地域で集中的支援の実施が可能となるよう、運用体制を整備されたい。あわせて、都道府県等は、管内の事業所における強度行動障害を有する児者の把握及び日頃からの支援体制の充実を進めることが重要である。また、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、都道府県で一体的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備を進めることが重要である。

なお、都道府県等及び市町村の調整の下、地域の実情に応じた手続きの流れと

することは差し支えない。都道府県等は事業所等に対し、集中的支援の実施の手続きの流れについて周知すること。

(1) 集中的支援の実施申請と都道府県等への依頼(事業所等・支給決定自治体)

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させないための体制整備を図るものである。

①事業所等は、集中的支援の実施について、支給決定自治体に実施依頼の申請を行うこととする(参考様式2)。

※ 在宅の障害児者について、家族等からの申請も受け付けるものとする。
また、事業所等を利用せず在宅で生活している対象児者を支給決定自治体が把握した場合は、基幹相談支援センター・児童発達支援センター等と連携・協力の上、申請に依らず自治体が自ら対応する。

②支給決定自治体は、事業所等から集中的支援の実施依頼の申請を受けた場合には、当該児者が基準(※)に相当しているか確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行う。
必要性を認めた場合には、都道府県等に対して、集中的支援の実施を依頼する。

※ 者：行動関連10点以上であること(区分は問わない)
児：強度行動障害判定表20点以上であること

※ 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)においては、事業所が集中的支援実施後の対象者の居住の場を確保していること。

※ 計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図ること。その場合にはサービス担当者会議で検討することが望ましい。

(2) 集中的支援の実施の調整（都道府県等）

- ①都道府県等は、支給決定自治体から集中的支援の実施の依頼（追記の上参考様式2の複写を送付）を受けた場合には、3（1）で作成した広域的支援人材の名簿より広域的支援人材を選定し、広域的支援人材と調整の上、当該依頼に対応する広域的支援人材に集中的支援の実施要請を行う（参考様式3）。
- ②都道府県等は、実施の依頼を行った支給決定自治体に対して、広域的支援人材の派遣について連絡する（参考様式3の複写を送付）。

(3) 広域的支援人材による集中的支援の実施（広域的支援人材・事業所等）

①集中的支援実施計画の策定

広域的支援人材は、集中的支援の実施申請書（参考様式2）の申請者に連絡し、事業所等へ訪問等を行い、当該児者と生活環境のアセスメントを実施する。

当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「集中的支援実施計画」（参考様式4）を、当該児者の支援に携わる事業所等とも連絡調整の下、作成する。

※ 当該児者等のアセスメントの結果から、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、都道府県等と連携し、3（2）で作成した名簿に掲載されている施設等と連絡調整した上で、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画（案）を作成する。

※ 居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。

広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出し、その複写を都道府県等に提出する。

②集中的支援の実施

広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する施設等に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を

行う。

事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。

※ 集中的支援加算（Ⅰ）（事業所訪問型）の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、①のアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

※ 集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

※ 集中的支援実施計画は概ね月に1回以上の頻度で見直しを行う。

（４）集中的支援の終了（広域的支援人材・事業所等）

広域的支援人材は、集中的支援の終了後、集中的支援実施報告書（参考様式5）を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、複写を都道府県等に提出する。また、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

5. その他

集中的支援の実施体制の整備や運用にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会等に意見を求めることが望ましい。

【照会先】

こども家庭庁支援局障害児支援課

電話：03-6771-8030（内線145）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111（内線3038）